

東日本大震災に伴う支援制度は 平成29年4月10日(月)まで

☎(50)1209 閩社会福祉課

住宅が被災した世帯への2つの支援制度の申請期限が迫っています。対象の工事や必要書類などは、事前に問い合わせください。なお、2つを併給することはできません。

1. 被災者生活再建支援制度

■住宅の被害の程度に応じて支給される支援金（基礎支援金）

	全壊	大規模半壊	半壊・敷地被害 解体 ^{※1}
複数世帯 ^{※2}	100万円	50万円	100万円
単身世帯	75万円	37.5万円	75万円

賃貸住宅での被災も対象の場合あり

■住宅の再建方法に応じて支給される支援金（加算支援金）

	建築・購入	補修	賃借
複数世帯 ^{※2}	200万円	100万円	50万円
単身世帯	150万円	75万円	37.5万円

※1 半壊・大規模半壊または敷地被害を受けた住宅を全て解体すること

※2 災害時の構成員が2人以上の場合

2. 香取市液状化等被害住宅再建支援事業

支援金対象	支給上限額
住宅全てを解体した世帯（空き家なども対象の場合あり）	100万円まで (単身世帯は75万円まで)
半壊・一部損壊と判定された住宅の地盤（基礎）を復旧した世帯	
半壊と判定された住宅を補修した世帯	25万円まで

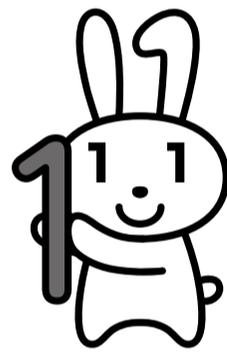
- ◆マイナンバーカードの受け取り
- ◆申請すると写真付きのマイナンバーカードが交付されます。
- ◆必要なもの
- ◆通知カード
- ◆個人番号カード交付通知書（裏面の回答書に日付・住所）

- ◆「本人確認書類一覧」のうちA書類1点またはB書類2点
- ◆印鑑
- ◆委任状(代理人の場合のみ)
- ◆代理人の本人確認書類(代理人の場合のみ)

- ◆「本人確認書類一覧」のうちA書類1点またはB書類2点
- ◆印鑑
- ◆委任状(代理人の場合のみ)
- ◆代理人の本人確認書類(代理人の場合のみ)

マイナンバーカードの受け取り

一年前の平成27年10月5日時点の住民票住所に、マイナンバーの通知カードが世帯ごととに送付されています。受け取っていない場合、市役所に返戻されている可能性があります。



マイナンバーの通知カード 受け取りましたか？

☎(50)1210 閩市民課

- ◆本人確認書類一覧
- A. 官公署が発行した顔写真のもの
- B. 官公署などが発行したもの
- ◆印鑑(認印)
- ◆住民基本台帳カード(持っている場合のみ)
- ◆代理人による受け取り

本人が病気や身体の障害などのやむを得ない理由で来庁できない場合は、代理人に交付できます。なお、代理人や法定代理人の場合は右記以外に必要な書類がありますのでお問い合わせください。

※お子さん(15歳未満)や成年被後見人の場合は、法定代理人のみでなく本人も来庁してください

転倒骨折予防教室

☎(50)1208 閩高齢者福祉課

日常生活での転倒予防のため、専門家の指導による「転倒骨折予防教室」を開催します。

■対象 65歳以上の市民

小見川会場

◇日時 平成29年1月17日～2月28日の毎週火曜日 10時～11時30分

◇場所・定員 小見川市民センター「いぶき館」1階多目的ホール 50人

佐原会場

◇日時 平成29年1月17日～2月28日の毎週火曜日 13時30分～15時

◇場所・定員 佐原保健センター(2階和室) 30人

■参加費 無料

■服装・持ち物 動きやすい服装、タオル、飲み物

※小見川会場のみ、大きめのバスタオルまたはヨガマット

■申込 12月19日(月)の8時30分から電話で申し込み(先着順)

※原則、申し込みは本人のみで、窓口では申し込みできません

※申し込み多数の場合は初めての人優先

被災者住宅再建資金利子補給事業は 平成29年3月31日(金)まで

☎(50)1214 閩都市整備課

住宅が被災した人などが、新たな住宅の再建などのために、100万円以上を借り入れた場合の返済利子を助成する被災者住宅再建資金利子補給事業の申請期限が迫っています。提出書類などは問い合わせください。

■対象 次のすべてに該当する人

◇自身・親族が所有する、り災証明書の交付を受けた住宅に震災発生時に自身・親族が居住していた人

◇市内に住宅の再建などをする人

◇平成29年3月31日までに住宅再建資金として100万円以上の融資を受けた人

◇同様の利子補給を他から受けていない・受ける予定のない人

◇市税などの滞納がない人

■期間 借入日から5年以内

■借入限度額 500万円以内

■助成率 年2.0%(年2.0%未満の場合はその金利)

■申請期限

◇1回目の返済予定日が平成28年中

12月28日(水)まで

※経過した場合でも平成29年3月31日(金)までに申請すると一部を受給できます

◇1回目の返済予定日が平成29年1月1日～3月31日

平成29年3月31日(金)まで

一年前の平成27年10月5日時点の住民票住所に、マイナンバーの通知カードが世帯ごととに送付されています。受け取っていない場合、市役所に返戻されている可能性があります。

氏名を記入し、押印されたもの

- ◆「本人確認書類一覧」のうちA書類1点またはB書類2点
- ◆印鑑(認印)
- ◆住民基本台帳カード(持っている場合のみ)
- ◆代理人による受け取り

本人が病気や身体の障害などのやむを得ない理由で来庁できない場合は、代理人に交付できます。なお、代理人や法定代理人の場合は右記以外に必要な書類がありますのでお問い合わせください。

医療費が高額になった人は 申請してください

☎(50)1228 閩市民課

国民健康保険・後期高齢者医療制度では、医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、超えた金額を高額療養費として支給します。このほか、医療機関に支払う一部負担金が高額になる場合、70歳未満で国民健康保険税を完納している人、70歳以上の非課税世帯の人に、窓口での支払いが減額される認定証(限度額適用認定証)を申請により交付しています。

また、高額医療・高額介護合算療養費制度により、世帯内の同一の医療保険加入者の8月から1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担額の合計が算定基準額を超えた場合、超えた金額を支給します。該当者には、申請案内を送付します。